

飲用井戸をお使いの方へ

飲用井戸は、管理者等による適切な管理が必要です。

- 1 井戸やその周辺にみだりに人や動物が入らないよう、柵や鍵を設置しましょう。
- 2 井戸やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか、定期的に点検しましょう。
- 3 安全に使用するため、年1回は水質検査を受けましょう。また、日頃から色や濁り、味や臭いなどに異常がないか、確認しておくことも大切です。



【定期水質検査項目】

| | |
|------------------|---|
| 基本項目 (11項目) | ① 一般細菌、② 大腸菌、③ 亜硝酸態窒素、 ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤ 塩化物イオン、⑥ 有機物、 ⑦ pH値、⑧ 味、⑨ 臭気、⑩ 色度、⑪ 濁度 |
| 必要に応じて 追加する項目 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶 剤その他の項目のうち、周辺の状況等から判断して必要となる項目 |

【水質検査実施機関】

| | | |
|----------------------|--------|-----------------|
| 一般財団法人鹿児島県環境技術協会 | (鹿児島市) | 電話 099-262-0110 |
| 公益社団法人鹿児島県薬剤師会試験センター | (鹿児島市) | 電話 099-253-8935 |
| 株式会社鹿児島環境測定分析センター | (鹿児島市) | 電話 099-201-4177 |
| 株式会社東洋環境分析センター | (鹿児島市) | 電話 099-218-3311 |

● 飲用井戸を新たに設置する場合

- (1) 設置場所や設備などに十分配慮してください。
- (2) 水質基準が定められている全項目の水質検査を行い、基準に適合していることを確認してから、水を供給してください。

● 飲用井戸が汚染されたとき、またはそのおそれがある場合

- (1) 直ちに使用を中止し、市に連絡してください。
- (2) 速やかに利用者に説明してください。
- (3) 速やかに原因の調査を行い、対応策を講じてください。
- (4) 臨時の水質検査を行い、安全性を確認してから、使用を再開してください。

【問合せ先】 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ
電話 0996-23-5111 内線 4331